

# 仕様書

- 1 修繕名称 千葉市立轟町小学校電灯幹線設備修繕
- 2 修繕場所 千葉市稲毛区轟町3-4-30
- 3 修繕期間 契約締結日の翌日から令和8年10月31日まで
- 4 修繕目的 当該校において、電灯幹線の不具合により、電気設備の安定的な運用に支障をきたしているため、修繕を行う。
- 5 修繕内容 電灯幹線設備修繕
- 6 その他
  - (1) 搬入車両及び搬入導線は、事前に学校と協議し承諾を得るものとし、協議結果を受注者に共有するものとする。
  - (2) 修繕着手時期は学校と調整し、工程表を作成すること。
  - (3) 業務終了後は、修繕前後の写真を見開き（A4判）にとじたもの、完了届を提出すること。